

埋蔵文化財保護の流れ

建物の新築や解体、その他土木工事を計画されている皆様へ

遺跡の範囲内(周知の埋蔵文化財包蔵地内)で掘削を伴う工事を行う場合には、
文化財保護法により工事着手 60 日前までの届出が義務付けられています！

(文化財保護法 第 93 条第 1 項)

- ✓ 工事・開発を計画される際には、事前にその土地が遺跡の範囲内(周知の埋蔵文化財包蔵地内)か否かの確認をお願いします。

→ 照会先

松川町資料館 (松川町教育委員会 生涯学習課文教施設係)

〒399-3303 下伊那郡松川町元大島 3720

電話：0265-34-0733 FAX：0265-34-0744

- ✓ 工事の内容や遺跡の状況によって、事前に期間と費用のかかる試掘・発掘調査等の保護措置が必要となる場合があります。
- ✓ 埋蔵文化財の包蔵地内で届出をせず工事が行われた場合、工事を中断していただくことがあります。
- ✓ 発掘調査済みの場所で新たに工事を行う場合も工事前の届出が必要です。
- ✓ 届出にかかわる様式は町ホームページからダウンロードいただけます。

詳しくは裏面「埋蔵文化財保護に関する手続きの流れ」をご覧ください

(問い合わせ先：松川町資料館 電話 0265-34-0733 FAX 0265-34-0744)

【埋蔵文化財保護に関する手続きの流れ】

遺跡の確認 (松川町資料館へ照会・事前相談)

事業予定地が 遺跡の範囲内

事業予定地が 遺跡の範囲外

埋蔵文化財発掘の届出
(文化財保護法第93条第1項)
・ 工事着手の 60日前まで
・ 松川町資料館へ2部提出

調査の必要なし→工事着手
工事中に遺跡を発見した場合には遺跡発見の届出
(文化財保護法第96条第1項)を提出し、あらため
て協議を行う必要があります。
※遺跡の周辺部や地形等から遺跡の可能性が高いと
判断される場合には協議を行い、調査が必要となる
場合があります。

町教育委員会から
長野県へ進達

長野県より保護措置の通知

(文化財保護法第93条2項による)

- 【発掘調査】 工事着手前に試掘調査や発掘調査を行う必要がある場合。
- 【工事立会】 施工時に担当者が立会い、記録をとる必要がある場合。
- 【慎重工事】 遺跡の状況などから発掘調査・工事立会を行わないが遺跡を傷つけないように慎重に工事を進める必要がある場合。

発掘調査
調査期間・費用が必要

発掘調査不要
(工事立会・慎重工事)

工事着手